

※時短要請期間の延長の場合などは、本交付要項が変更になる可能性があります。

熊本県時短等要請協力金（第8回）交付取扱要項

（趣旨）

第1条 知事は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として、令和4年（2022年）1月20日付熊本県告示第51号の2、令和4年（2022年）1月20日付熊本県告示第51号の3のとおり施設の営業時間の短縮等の要請を行うとともに、令和4年（2022年）2月10日付熊本県告示第96号の2、令和4年（2022年）2月10日付熊本県告示第96号の3、令和4年（2022年）3月4日付熊本県告示第163号の2及び令和4年（2022年）3月4日付熊本県告示第163号の3のとおり、要請の延長を行った。それぞれの延長に係る協力要請に全面的に応じた事業者に対して、熊本県時短等要請協力金（第8回）（以下「協力金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この要項に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要項において「対象区域」とは、熊本県内全域とする。

2 この要項において「対象期間」とは、以下のとおりとする。

対象期間Ⅰ 令和4年（2022年）2月14日（月）から令和4年（2022年）3月6日（日）

対象期間Ⅱ 令和4年（2022年）3月7日（月）から令和4年（2022年）3月21日（月・祝）

3 この要項において「対象施設」とは、第2条第2項に掲げる各対象期間より前から、食品衛生法の飲食店営業許可を始めとする必要な許認可等を取得の上、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設のことをいう。なお、宅配サービス又はテイクアウトサービスの提供のみを行う施設等は協力金の対象外とする。

4 この要項において、「認証店」とは、対象期間Ⅰにおいては令和4年（2022年）2月14日時点で熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店、対象期間Ⅱにおいては令和4年（2022年）3月7日時点で熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店をいう。

5 この要項において、「非認証店」とは、認証店以外の飲食店をいう。

6 この要項において「協力要請（第8回）」とは、対象区域のうち、認証店においては、令和4年（2022年）2月14日から令和4年（2022年）3月21日までの期間、次に掲げるいずれかの措置を講ずるよう協力を要請することをいう。

(1) 午後9時から翌日午前5時（期間の最終日にあつては、午後12時）までの間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないこと。

(2) 次のア及びイに掲げるすべての措置

ア 午後8時から翌日午前5時（期間の最終日にあつては、午後12時）までの間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないこと。

イ 終日、酒類の提供及び持ち込みを行わないこと。

なお、第2条第2項に掲げる各対象期間において、それぞれ異なる措置を選択することができるものとする。ただし、選択した措置については、第2条第2項に掲げる各対象期間で統一させること。

また、非認証店においては、令和4年（2022年）2月14日から令和4年（2022年）3月21日までの期間、次に掲げる措置を講ずるよう協力を要請することをいう。

(1) 午後8時から翌日午前5時（期間の最終日にあつては、午後12時）までの間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないこと。

(2) 終日、酒類の提供及び持ち込みを行わないこと。

7 この要項において、「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び会社以外の法人等（人格なき社団等を含む。）でその営む主たる事業に応じ、従業員数が中小企業基本法における中小企業の基準以下の法人等をいう。

8 この要項において、「大企業」とは、中小企業等以外の事業者をいう。

9 この要項において、「売上高」とは、飲食業の売上高をいい、消費税及び地方消費税を除いた金額をいう。

（交付対象）

第3条 協力金の交付対象となる事業者は、第2条第2項に掲げる各対象期間以前から対象施設の営業を行っており、各対象期間において協力要請に全面的に応じた者とし、かつ申請日においても、倒産、廃業又は休業（時短等要請に基づくものを除く）を行っていない者とする。また、県が作成したチェ

ックリスト及び業種別ガイドラインに沿って、感染症防止対策に取り組み、熊本県感染防止対策ステッカーを掲示、又は、各市町村独自の感染防止ステッカーを掲示していること。

なお、対象期間に定休日等がある場合も交付対象とする。

(交付額)

第4条 協力金の交付額は、次に掲げる方法により算出した1日あたりの給付額（1千円未満切り上げ）に第2条第2項に掲げる各対象期間において全面的に応じた日数を乗じた金額とする。

なお、令和4年（2022年）1月20日付熊本県告示第51号の2、令和4年（2022年）1月20日付熊本県告示第51号の3、令和4年（2022年）2月10日付熊本県告示第96号の2、令和4年（2022年）2月10日付熊本県告示第96号の3、令和4年（2022年）3月4日付熊本県告示第163号の2及び令和4年（2022年）3月4日付熊本県告示第163号の3で告示した施設の営業時間の短縮の協力要請の内容を変更した場合等はこの限りでない。

(1) 中小企業等（個人事業主を含む）

- ・通常の営業時間が午後9時を超え、営業時間を午後9時までに短縮する認証店
- ・非認証店

前年度、前々年度又は前々々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,334円～25万円	前年度、前々年度又は前々々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円超	7.5万円

- ・通常の営業時間が午後8時を超え、終日、酒類の提供及び持ち込みを行わず営業時間を午後8時までに短縮する認証店

前年度、前々年度又は前々々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
7万5,000円以下	3万円
7万5,001円～25万円	前年度、前々年度又は前々々年度の1日あたりの売上高の4割
25万円超	10万円

「前年度、前々年度又は前々々年度の1日あたりの売上高」については、次の方法により算定するものとする（1円未満切り上げ）。

①前年度、前々年度又は前々々年度の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同じ月の売上高÷当該月の日数

②新規開店等については、以下の特例措置を講ずる

- ・新規開店特例（時短要請月を基準に開店1年未満の店舗に対する特例）
開店以来の売上高等を基準に金額を算定すること。

- ・合併・法人成り・事業承継特例（合併を行った法人や、法人化した個人事業者、事業承継した個人事業者に対する特例）
事業の継続性があると認められる場合に過去の売上高を基準に金額を算定すること。

- ・罹災特例（罹災証明書等を有する者に対する特例）
災害の影響を受けて、前年、前々年又は前々々年の時短要請月と同じ月の売上が減っている場合に前々々々年の時短要請月と同じ月の売上高を基準に金額を算定すること。

なお、（2）における算定方法を選択することも可能とする。

（2）大企業

1日あたりの給付額は、前年度、前々年度又は前々々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割（1千円未満切り上げ）とし、通常の営業時間が午後9時を超え、営業時間を午後9時までに短縮する認証店、及び非認証店においては20万円、又は前年度、前々年度もしくは前々々年度の1日あたり売上高の3割（1千円未満切り上げ）のいずれか低い方を上限とする。また、通常の営業時間が午後8時を超え、酒類の提供及び持ち込みを行わず営業時間を午後8時までに短縮する認証店においては20万円を上限とする。なお、前年度、前々年度又は前々々年度からの1日あたりの売上減少額は次の方法により算定するものとする（1円未満切り上げ）。

①（当該店舗の前年度、前々年度又は前々々年度の時短要請期間と同じ期間の飲食部門の売上高－当該店舗の当該年度の時短要請期間の飲食部門の売上高）÷当該期間の日数

②新規開店等については、（1）②のとおり、特例措置を講ずる

（申請）

第5条 協力金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる申請書類を知事に提出するものとする。

ただし、第4条(1)で定めた売上高に応じた算定の下限值で申請する事業者については、売上高の確認に係る提出書類(以下の(4)、(5))を省略できるものとする。

- (1) 申請書(様式1)(別紙「誓約書」及び「対象施設情報」を含む)
- (2) 店舗ごとの協力金支給申請額計算書(様式2)
- (3) 食品衛生法の飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- (4) 確定申告書(原則として税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの。法人事業概況説明書(月別売上高、兼業割合)、青色申告決算書(月別売上高)等の写しを含む。ただし、令和3年(2021年)以降に開業し確定申告を行っていない場合は売上台帳等の写し。)
- (5) 店舗若しくは事業部門ごとの月別売上が確認できる書類等の写し(売上帳簿等の写しを含む)
- (6) 全面的に協力要請(第8回)に応じたことが確認できる書類(時間短縮営業等のお知らせ(様式3-1)又は休業のお知らせ(様式3-2)を店頭に掲示している写真)
- (7) 店舗の内観・外観が確認できる写真
- (8) 振込先口座の通帳表紙及び表紙を開いた1・2ページ目の両方の写し(申請者名義)
- (9) 第4条(1)②に規定する罹災特例を活用する場合は、罹災証明書等の写し
- (10) その他知事が必要と認める書類

(その他必要な事項)

第6条 この要項に定めるもののほか、協力金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和4年(2022年)2月28日から施行する。

(施行期日)

この要項は、令和4年(2022年)3月16日から施行する。